

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年7月7日
【計算期間】	第6期 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)
【発行者名】	プレミア投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 松澤 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布一丁目2番7号
【事務連絡者氏名】	プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役業務運営本部長兼総務部長 鈴木 文夫
【連絡場所】	東京都港区西麻布一丁目2番7号
【電話番号】	03-5772-8551 (代表)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年1月30日提出の有価証券報告書の記載事項のうち、記載内容の一部について訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

(2) 商品設計及び関係者に関するリスク

⑫ 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク

第二部 投資法人の詳細情報

第3 管理及び運営

2 利害関係人等との取引制限

(5) 利害関係人等との取引状況等

3 【訂正箇所】

訂正部分には下線を付しております。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

<訂正前>

(2) 商品設計及び関係者に関するリスク

(中略)

⑫ 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク

本投資法人の一般事務受託者又は資産運用会社の株主若しくは資産運用会社の役職員の
出向企業等、本投資法人に現在関与し又は将来関与する可能性がある法人は、それぞれの
立場において自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。

ア. 株式会社ケン・コーポレーションは、以下のそれぞれの立場において本投資法人に現
在関与しています。

(ア) 投資主

(イ) 投資対象不動産売買の仲介業者

(ウ) 新規テナント斡旋の仲介業者

(エ) 資産運用会社の株主

(オ) 資産運用会社の役職員の出向元企業（本書の日付現在における常勤の出向役職員2
名）

(後略)

<訂正後>

(2) 商品設計及び関係者に関するリスク

(中略)

⑫ 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク

本投資法人の一般事務受託者又は資産運用会社の株主若しくは資産運用会社の役職員の

出向企業等、本投資法人に現在関与し又は将来関与する可能性がある法人は、それぞれの立場において自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。

ア. 株式会社ケン・コーポレーションは、以下のそれぞれの立場において本投資法人に現在関与しています。

(ア) 投資主

(イ) 投資対象不動産売買の仲介業者

(ウ) 新規テナント斡旋の仲介業者

(エ) 資産運用会社の株主 (本書の日付現在における出資割合27.1%)

(オ) 資産運用会社の役職員の出向元企業 (本書の日付現在における常勤の出向役職員2名)

(カ) 投信法上の利害関係人等

(後略)

第二部 投資法人の詳細情報

第3 管理及び運営

2 利害関係人等との取引制限

<訂正前>

(5) 利害関係人等との取引状況等

(中略)

B. 利害関係人への支払い手数料等の金額

本投資法人の第6期における利害関係人等に対する支払手数料の内容は次の通りです。

区分	支払手数料 総額A (千円)	利害関係人等との取引の内訳 (注1)		B/A (%)
		支払先	支払額B (千円)	
建物管理委託報酬	181,732	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社	99,217	54.6
資産保管委託報酬	8,792	中央三井信託銀行株式会社	8,792	100.0
一般事務委託報酬	56,606	中央三井信託銀行株式会社	56,606	100.0
信託報酬(注3)	72,387	中央三井信託銀行株式会社	71,597	98.9
投資法人債引受け手数料	100,000	日興シティグループ証券株式会社	60,000	60.0
業務委託手数料・融資手数料・財務代理手数料・投資法人債登録事務手数料(注3)	63,300	中央三井信託銀行株式会社	63,300	100.0
合計	482,818		359,514	74.5

(注1) 利害関係人等とは、投信法施行令第20条に定める本投資法人と資産運用委託契約を締結している投資信託委託業者の利害関係人等を言い、当期に特定資産の売買取引又は支払手数料の支払実績のある株式会社デベロツパー三信、アール・エー・アセット・マネジメント株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び日興シティグループ証券株式会社について記載しております。なお、平成17年12月1日付の投信法施行令の改正により、本書の日付現在、中央三井信託銀行株式会社は投信法上の利

害関係人等に該当しません。

(注2) 上記記載の支払手数料以外に、当期中に利害関係人等であるアール・エー・アセット・マネジメント株式会社を經由して第三者に対し建物管理委託費等として63,449千円を支払っております。

(注3) 当期より、特定資産の取得価額に算入されている支払手数料等も含めて記載しております。

<訂正後>

(5) 利害関係人等との取引状況等

(中略)

B. 利害関係人への支払い手数料等の金額

本投資法人の第6期における利害関係人等に対する支払手数料の内容は次の通りです。

区分	支払手数料 総額A (千円)	利害関係人等との取引の内訳 (注1)		B/A (%)
		支払先	支払額B (千円)	
建物管理委託報酬等	442,134	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社	162,667 (注2)	36.8
資産保管委託報酬	8,792	中央三井信託銀行株式会社	8,792	100.0
一般事務委託報酬	56,606	中央三井信託銀行株式会社	56,606	100.0
信託報酬 (注3)	72,387	中央三井信託銀行株式会社	71,597	98.9
投資法人債引受け手数料	100,000	日興シティグループ証券株式会社	60,000	60.0
業務委託手数料・融資 手数料・財務代理手数料 ・投資法人債登録事務 手数料 (注3)	63,300	中央三井信託銀行株式会社	63,300	100.0
合計	743,221		422,963	

(注1) 利害関係人等とは、投信法施行令第20条に定める本投資法人と資産運用委託契約を締結している投資信託委託業者の利害関係人等をいい、当期に特定資産の売買取引または支払手数料の支払実績のある株式会社デベロップ三信、アール・エー・アセット・マネジメント株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び日興シティグループ証券株式会社について記載しております。なお、平成17年12月1日付の投信法施行令の改正により、本書の日付現在、中央三井信託銀行株式会社は投信法上の利害関係人等に該当しません。

(注2) うち、60,530千円については利害関係人等である株式会社ケン・コーポレーションに、2,919千円については第三者に、それぞれ再委託費 (建物保守管理に関する外注費) として支払われております。

(注3) 特定資産の取得価額に算入されている支払手数料等も含めて記載しております。